

西都市地域密着型サービス事業者公募要領

1 趣 旨

第十次西都市高齢者保健福祉計画・第九期西都市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めるとともにサービスの質を確保するため、サービス提供事業者を公募により選定を行うものです。

2 公募施設の概要

地域密着型サービスの種類	整備数	定員数	対象圏域
小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	各生活圏域ごとに1事業所	登録定員数29人以下 (宿泊定員9人まで)	・西都市北地区 ・西都市南地区

3 応募資格（以下の全ての条件を満たすこと）

- （1）地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等をする法人であること。
- （2）事業資金の確保が確実に担保されていること。
- （3）応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- （4）介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業）及び第115条の12第2項（指定地域密着型介護予防サービス事業）にある欠格事項に該当しないこと。
- （5）法人及び代表者に国税及び地方税の滞納がないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続き開始の決定を受けていないこと。
- （7）法人及び役員が、西都市暴力団排除条例（平成23年西都市条例第18号）に規定する暴力団員等ではないこと。
- （8）利用者は西都市民に限定すること。

4 応募条件

（1）土地及び建物の利用権原

- ① 土地及び建物は、その所有権を取得していること又は取得することが確実に見込まれることを原則とします。
- ② ①によりがたい場合、用地については借地（応募の段階では、賃貸借契約をすることが確実に見込まれればよい）も可能としますが、この場合、50年以上の地上権・賃借権を設定してください。ただし、補助事業を活用して建物を建築した場合は、財産処分制限期間以上の契約期間を設定してください。
- ③ ①、②いずれの場合も、事業の安定性を確保するため、抵当権等が設定されていない（抹消が確実なもの）ことが必要です。

（2）関係法令等の遵守

西都市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年西都市条例第 24 号）、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法、農地法、その他関係法令等を遵守してください。

5 応募方法

（１）事前協議

地域密着型サービスを開設しようとする事業者は、開設計画書、その他の書類を準備の上、事前協議を申し出てください。その際は、必ず法人の代表者、管理者又は事務担当者などが来庁してください。

（２）公募申込

市が別に定めるスケジュールに従って、指定期日までに応募申請に係る必要書類を提出してください。期日を経過したものや必要書類が整っていないものは、受け付けることができませんので注意してください。

また、事前協議において法的規制上等の問題がある場合は、その問題を解決し又は解決の目途を立てた後に公募の申込みを行うようにしてください。

6 地域密着型サービス事業予定者の選定

（１）選定方法

① 事業予定者の選定は、西都市地域密着型サービス事業予定者選考委員会による書類審査、プレゼン及びヒアリング審査を行い、その後、西都市地域密着型サービス運営委員会等の意見聴取を行い、最終的に市長が決定します。

② 事業予定者の公募手続きは、市長が別に定める日程で行います。ただし、事業予定者の応募がないとき及び事業予定者が決定しなかったときは、公募期間を延長することがあります。

③ 審査結果によっては、事業予定者なしとする場合もあります。

（２）審査結果

審査結果は、応募のあった法人に文書で通知します。

（３）事業（工事）着手

選定された事業者で、建物の新築又は大規模な改修を行う場合は、選定後に建築等関係の手続き及び工事に着手していただきます。なお、当該施設整備に係る補助金を活用する場合は、宮崎県からの交付内示を受けてからの着手となります。

ただし、必ずしも補助金の交付対象になるとは限りませんので、補助金を含めずとも資金計画が立てられる事業予定者を選定することになります。

（４）公募状況等の公表

事業予定者の応募の概況はホームページで公表します。また、事業予定者決定後は、事業予定者名及び概要についてホームページで公表します。

（５）介護保険指定申請等

サービスを開始するには、介護保険事業者の指定を受けなければなりませんので、開設 1 ヶ月前までに必要な書類を添えて申請してください。建物を新築または増改

築する事業予定者については、工事竣工後でないと手続きできませんので、余裕をもってスケジュールを立ててください。

7 公募の手続

本公募に申込みする事業者は、別紙提出書類一覧表の書類を正本として1部、副本として6部作成し提出してください。

上記のほか、必要とする書類を求める場合があります。

なお、書類は原則すべてA4版で作成し、ファイルに書類を綴り、表紙及び背表紙は記入例に従って、見本のように貼付してください。また、各書類の間には、仕切として白紙を挟み、これに目次の番号、文字等を記入したインデックスを見出しとして貼付してください（別紙参照）。

8 申込期間

令和8年6月15日から令和8年9月30日まで

9 提出先

西都市健康ほけん課介護保険係

〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地 電話：0983-43-3024

※提出方法は持参のみとします。

公募のスケジュール

日 程	内 容
令和８年５月１１日（月）	公募要領公表、質問受付開始、事前協議受付開始
令和８年６月１５日（月）	公募受付開始
令和８年９月１１日（金）	事前協議受付終了
令和８年９月１６日（水）	質問受付終了
令和８年９月２４日（木）	質問・回答内容を西都市ホームページに掲載
令和８年９月３０日（水）	公募受付終了
令和８年 １０月	西都市地域密着型サービス事業予定者選考委員会による ヒアリング審査・事業者選定
令和８年 １１月	西都市地域密着型サービス運営委員会（意見聴取）
令和８年 １１月	事業者決定（結果通知及び公表）

※状況によって変動することがあります。

【別紙】

<記入例：背表紙>

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 公 募 申 込 書
法人名
○
○
○
○
○
○
○
○

<記入例：表紙>

地域密着型サービス公募申込書	
法 人 名	○○○○ ○○○○
サービスの種類	(看護) 小規模多機能型居宅介護
事 業 所 名	○○○○○○○○

